

第 28 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 7 年 3 月 10 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	出
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 10 時 10 分

<p>1 開会の辞 事務局長(小高秀之)</p>	<p>それでは、第 28 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第 28 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、第 28 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第 1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、1 番議席多湖文貴委員と、5 番議席藤田一房委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第 2) 議長 (日程第 3) (日程第 4)</p>	<p>それでは、報告第 50 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第 51 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 52 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p>

<p style="text-align: center;">事務局</p>	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>日程第2 報告第50号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和7年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人・団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>続きまして、日程第3 報告第51号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和7年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。</p> <p>今回の案件は、6件、7筆、面積15,172㎡であることを報告します。</p> <p>続きまして、日程第4 報告第52号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分) 次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和7年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>
--	--

	<p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は、1件、2筆、面積317㎡です。</p> <p><5番案件>の申請地は、員弁町畑新田地内の畑です。</p> <p>目的は、1棟の建売分譲住宅です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第50号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。</p> <p>報告第51号については、合意解約による通知を受けたものです。</p> <p>報告第52号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届出です。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
<p>(日程第5)</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、議案第160号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第5 議案第160号 農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について</p> <p>次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。令和7年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>令和7年1月20日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地域整備計画」の一部を変更しようとするため、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会長に対して意見を求めてきております。</p> <p>市が農業上の利用を図る優良農地を農用地区域として、農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原</p>

	<p>則転用が認められません。</p> <p>農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定することとなっております。</p> <p>なお、土地の転用行為は、この手続だけで可能となるわけではなく、この除外手続の後、改めて農地法による転用申請を行う必要があります。</p> <p>今回の変更事項は、農用地除外1件、9筆、面積2,115㎡です。申出地は、大安町丹生川久下地内の田畑です。除外後農地区分は、2種農地です。</p> <p>転用計画としては、XXXXXXXXXXが、9筆、2,115㎡を物流倉庫用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>今回の申請内容は、農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすおそれがないことを確認しております。</p> <p>以上1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p>
	<p>農業振興地域整備計画の変更については、1月と7月年2回の審議になります。</p>
	<p>この案件につきましては、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第160号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>この計画変更につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p>
	<p>特に無いようですので、これより議案第160号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を採決いたします。</p>
	<p>本計画変更について、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とす</p>

<p>(日程第 7) (日程第 8)</p>	<p>議長</p>	<p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第 162 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 163 号「農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>日程第 7 議案第 162 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和 7 年 3 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の 3 条所有権移転の申請は、7 件、13 筆、面積 3,660 m²です。</p> <p><69 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜、藤原町東禅寺地内の田畑です。</p> <p>譲受人である桑名市の■■■■が、藤原町東禅寺の■■■■が所有する議案書に記載の 3 筆、1,138 m²を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><70 番案件>の申請地は、藤原町大貝戸地内の畑です。</p> <p>藤原町大貝戸の■■■■が、藤原町大貝戸の■■■■が所有する議案書に記載の 2 筆、263 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><71 番案件>の申請地は大安町宇賀地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町宇賀の■■■■が大安町宇賀の■■■■が所有する議案書に記載の 2 筆 432 m²を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><72 番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町石樽東の■■■■が、大安町石樽東の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆 866 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><73 番案件>の申請地は北勢町大辻新田地内の畑です。</p>

譲受人である北勢町大辻新田の [] が北勢町北中津原の [] が所有する議案書に記載の 1 筆 435 m² を売買により譲り受ける申請です。

<74 番案件>の申請地は北勢町其原地内の畑です。

譲受人である北勢町其原の [] が北勢町其原の [] が所有する議案書に記載の 3 筆 345 m² を贈与により譲り受ける申請です。

<75 番案件>の申請地は員弁町大泉新田地内の畑です。

譲受人である員弁町北金井の [] が員弁町大泉新田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆 181 m² を売買により譲り受ける申請です。

続きまして、日程第 8 議案第 163 号

農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について（委員会処分）

次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和 7 年 3 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の 3 条賃貸借権設定の申請は、1 件、1 筆、面積 1,209 m² です。

<3 番案件>の申請地は大安町宇賀新田地内の畑です。

賃借人である弥富市の [] が大安町南金井の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、9,189 m² を柿栽培のための申請です。

なお、上部設置の太陽光発電施設の一時転用許可更新については、議案 165 号農地法 5 条賃貸借権設定<25 番案件>を併せて説明させていただきます。農地区分は、農用地です。

転用計画としては、愛知県弥富市の [] が大安町南金井の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、9,189 m² の内 61.61 m² を営農型太陽光発電施設へ転用の許可更新をしたい旨の計画です。

この案件につきましては、令和元年 5 月 9 日に太陽光パネル下部に柿栽培を目的とした、営農型太陽光発電の一時転用許可が出ております。営農型太陽光につきましては、許可期間は 3 年間ですので、今回で 2 回目の許可更新申請です。現況を確認しましたところ、適切に管理されていると判断されますが、現在収穫に至っている状況

	<p>ではございません。なお、この案件は 3000 m²を超える案件であるため、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。</p> <p>以上所有権 7 件、賃貸借権 1 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p>
伊藤治義委員	<p>営農型太陽光施設の下部では、何を栽培しているのですか。</p>
事務局	<p>渋柿です。</p>
中村正治委員	<p>時々、その営農型太陽光施設の辺りを通るのですが、柿の成長が良くなく、何も手入れされていないように見受けられたのですが、現状どういう状態なのでしょう。</p>
事務局	<p>令和元年から事務局としては確認をしてきているのですが、最初 30 cm くらいの柿苗が今では 1 m 以上になっています。肥培管理も適切に行われております。</p>
片岡節男委員	<p>今回、現地調査委員として確認させてもらったのですが、日が当たらなくても上手く育つ前提でやってみえました。まだ枝も細い部分が見受けられましたが、柿の成長は長くかかるので、現状順当な成長だと思います。</p>
伊藤治義委員	<p>令和元年に許可が下りたとのことですが、当時柿の栽培をすることに対して、どのように判断したのですか。</p>
事務局	<p>まず営農型太陽光をする場合には、下部の栽培品種について、知見を有する者から意見が出ております。それを元に県の方で判断します。</p>
伊藤治義委員	<p>一般的に柿 8 年といいますが、3 年後にまた更新の申請が出たときに収量とか出てくるのか、実績の報告の提出とかで更新の見直しがあるのか知りたいです。</p>

	<p>事務局 毎年、実績報告書の提出があり、その中で単収の基準がありますので、その基準を下回るようであれば、指導されます。改善が見られない場合は、見直し等の判断がなされます。</p> <p>議長 他に特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 162 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続いて、議案第 163 号「農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
<p>(日程第 9) (日程第 10) (日程第 11)</p>	<p>議長 続きまして、議案第 164 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 165 号「農地法の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」及び議案第 166 号「農地転用事業計画変更申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第 9 議案第 164 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (知事処分) 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 3 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、9 件、21 筆で 4,207.97 m²です。 <76 番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、大安町宇賀の [] が大安町宇賀の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、240 m²を車庫及び宅地への進入路用地へ転用したい旨の計画です。</p>

すでに、現地はアスファルト舗装がしてあり、車庫が設置してあるため、始末書が提出されております。

取水排水はなく、雨水については浸透用アスファルト舗装による自然浸透となります。

<77 番案件>の申請地は、北勢町其原の畑です。農地区分は、3種農地です。

この案件は、1月委員会で承認された案件について、計画変更の申請があったものです。議案第166号「農地転用事業計画変更申請承認について」をもとに説明します。

内容は[]と[]の共有持ち分での譲受人を、[]単独での譲受人に変更したいとの理由で事業計画変更申請及び転用申請が提出されました。

転用計画としては、北勢町麻生田の[]が東京都八王子市の[]が所有する議案書に記載の1筆、327㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の北側道路側溝へ放流します。

<78 番案件>の申請地は、北勢町東村の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、東京都武蔵野市の[]が埼玉県上尾市の[]が所有する議案書に記載の6筆、438.97㎡を2棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の道路側溝へ放流します。

<79 番案件>の申請地は、北勢町下平の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、北九州市の[]が北勢町下平の[]が所有する議案書に記載の6筆、1,117㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<80 番案件>の申請地は、大安町梅戸の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、四日市市の []、 [] が大安町梅戸の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、396 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は若干の盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の北側道路側溝へ放流します。

<81 番案件>の申請地は、員弁町大泉新田の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、鈴鹿市の []、 [] が員弁町西方の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、501 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土及び整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の西側道路側溝へ放流します。

<82 番案件>の申請地は、北勢町畑毛の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市 [] が藤原町坂本の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、466 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<83 番案件>の申請地は、北勢町麻生田の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、名古屋市 [] が北勢町麻生田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、458 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<84 番案件>の申請地は、北勢町其原の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、北勢町大辻新田の []、 [] が滋賀県大津市の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、264 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土及び整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

	<p>取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の南側道路側溝へ放流します。</p> <p>続きまして、日程第10 議案第165号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和7年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆で、61.61㎡です。 <25番案件>は議案第163号農地法第3条賃貸借権設定<3番案件>にて説明済みです。</p> <p>以上5条所有権移転9件、賃貸借権1件の計10件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきましても、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第164号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」9件、議案第165号「農地法の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1件、議案第166号「農地転用事業計画変更申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第164号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
--	---

<p>(日程第 12) 議長</p>	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 165 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 166 号「農地転用事業計画変更申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、議案第 167 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 12 議案第 167 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 7 年 3 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 7 件、10 筆、1,590 m²です。 <47 番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畑です。 願出者は大安町宇賀の [] で、平成 17 年以前から宅地への進入路に転用し、現在に至っております。</p> <p><48 番案件>申請地は、藤原町東禅寺地内の台帳地目、畑です。 願出者は名古屋市の [] で、平成 3 年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><49 番案件>申請地は、員弁町東一色地内の台帳地目、畑です。 願出者は桑名市の [] で、昭和 62 年以前から宅地に転用し、</p>

	<p>現在に至っております。</p> <p><50番案件>申請地は、北勢町飯倉地内の台帳地目、畑です。願出者は北勢町飯倉の[]で、昭和57年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><51番案件>申請地は、北勢町麓村地内の台帳地目、畑です。願出者は北勢町飯倉の[]で、昭和41年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><52番案件>申請地は、北勢町畑毛地内の台帳地目、畑です。願出者は北勢町畑毛の[]で、昭和45年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><53番案件>申請地は、藤原町上相場地内の台帳地目、畑です。願出者は名古屋市の[]で、平成16年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上7件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第167号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議長 議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>事務局 次回は、4月3日午前9時から現地調査、14番議席樋口久義委</p>
--	---

<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前 10 時 10 分閉会】</p>	<p>員と 1 番議席多湖文貴委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、4 月 10 日です。場所は、行政棟 2 階庁議室となります。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、これもちまして第 28 回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
---	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____